

県南広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月13日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区羽田町字北鶉ノ木28番1地先から27番1地先まで	新	m 35.2～19.6	m 68.3
	旧	24.9～19.6	68.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年3月13日から同年4月13日まで